

新型コロナウイルス

感染症関連情報

給付金

妊産婦応援給付金の受付は9月14日から
 対象／①4月28日時点で妊娠中であり、母子健康手帳の交付を受けている妊産婦、または②8月31日までに新たに母子健康手帳などの交付を受けた妊婦（詳しくは、8月6日発行の「新型コロナウイルス対策かわらばん」をご覧ください）

給付額／妊産婦1人につき10万円
申請期間／9月14日(月)～30日(水)
申請方法／対象者には、受付開始までに申請書を郵送しますので、必要事項を記入の上、郵送で提出してください

給付時期／10月中旬を予定
問／妊産婦応援給付金班（☎内線633）

対策

まだまだ熱中症に注意しましょう

9月になります。まだ暑い日が続きます。熱中症に気を付け、エアコンなどを使用しながら、感染対策を行いましょう。

●エアコン活用のポイント

- ・一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気はしていません
- ・窓とドアなど2カ所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定する



新たな支援・対策などが決まりました

令和2年第5回岩沼市議会臨時会が7月30日に行われ、新型コロナウイルス感染症対策などの補正予算が可決されました。その中で主なものを掲載します。詳しくは、今後の広報いわぬまなどでお知らせします。

■妊産婦応援給付金

上記に該当する妊産婦の方に給付します。

■インフルエンザ定期予防接種助成

65歳以上のインフルエンザ定期予防接種の無料化により接種率の増加を図り、当該患者の発生を抑制することで医療機関の負担軽減を図ります。

■医療機関への支援

新型コロナウイルス感染症対策の影響で負担が増加している医療機関を支援するため、一律20万円の支援金を給付します。

■避難所における感染症対策

避難者スペースを区画するためのパーテーションや床敷物（アルミシート）を購入し、コロナ禍における避難所運営に備えます。



■オンライン会議などの推進

タブレット端末などの機器を購入し、介護認定審査会などの会議オンライン化を推進します。また、避難所などにWiFiを設置

することにより、通信環境の向上を図ります。

■家庭・学校におけるICT環境の整備推進

家庭学習のための通信機器（モバイルルーター）、学校からの遠隔学習対応用機器（Webカメラなど）を購入し、ICTの活用による学習環境の整備を推進します。

■学校における感染症対策

各小・中学校の実情に応じた感染症対策および休校時にも活用可能なオンライン教材導入などの学習支援の取り組みを推進します。

■街区公園における感染症対策

公園への新たな給水施設の設置や、既存手洗い蛇口をプッシュ式に交換することにより、感染防止を図ります。

■その他

市内小・中学校への次亜塩素酸水生成装置の設置、グリーンピア岩沼プール棟更衣室換気設備設置、庁舎窓口などへの飛沫防止アクリル板設置、児童センターなどへのエアコン設置、修学旅行中止（中学校）に伴うキャンセル料負担、あぶくま消防本部の感染症対策経費に係る負担金の追加など。



次亜塩素酸水生成装置

■特別職の給料減

市長、副市長および教育長の給料を、令和3年3月までそれぞれ10%、7%、5%削減します。

岩沼市農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・公募を行います

令和3年2月18日に任期満了を迎える農業委員、農地利用最適化推進委員を募集します。
 ※平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律により、選任方法が任命制となりました。

| | 農 業 委 員 | 農地利用最適化推進委員 |
|------|--|---|
| 対 象 | 農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進および農地法に基づく審査、許可などの業務を担える方 | 農地利用の最適化の推進に熱意と意欲を有し、担当区域内において農地利用の最適化に資する活動を担える方 |
| 任 期 | 令和3年2月19日～令和6年2月18日 | 委嘱の日～令和6年2月18日 |
| 募集人数 | 14人（うち中立委員1人） | 7人 |



報酬／条例に基づき支給

応募方法／農業委員会事務局に備え付けの推薦および公募要領を確認の上、申請書に必要事項を記入し、郵送または直接提出（申請書は市ホームページからダウンロード可）

応募期間／9月3日(木)～30日(水)（必着）

農地に関する相談は農業委員会へ

農地の賃貸借・売買や農地以外の用途に変更する場合は、農業委員会の許可が必要です。許可がないと、法務局での登記や土地を農地以外の用途に変更することができません。このような場合は、再び農地に戻してもらおうこともあります。

まずは、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までご相談ください。



農業者年金について

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者（年間60日以上農業に従事）がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。納めた保険料は社会保険料の控除の対象となり、土地の名義人ではない配偶者や後継者も加入することができます。

また、39歳以下の担い手は保険料の補助が受けられることがありますので、加入をご検討される方は、農業委員会事務局またはお近くの農業協同組合へ問い合わせください。

申込・問／農業委員会事務局（☎内線361・362）

豪雨被害の尾花沢市へ給水支援
 友好都市である山形県尾花沢市で、7月28日からの記録的豪雨により浸水被害が発生し、市内の一部地域で断水となりました。
 これを受け、岩沼市では7月29日～8月1日、給水車と職員8人（延べ）を派遣して、市民の皆さんや医療機関に生活用水を届けました。



豪雨被害の尾花沢市へ給水支援

平成6年10月に保護司を務めて以来、25年の永きにわたり奉職されました。「保護観察対象者と同じ目線で対話し、信頼関係を築くように心掛けていた」とお話しいただきました。

春の褒章（藍綬褒章）



更生保護功績
 寒風澤 菊男 さん
 (76歳) [原]
 (年齢は受章日時点)

栄えある受章

おめでとうございます